警　察　庁

（九州管区警察局）警視監　安森　智司
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　安森　智司
辞職を承認する
（警察庁次長）同　栗生　俊一
九州管区警察局長事務取扱を命ずる（以上十月三日）

防　衛　省

（自衛隊札幌病院副院長兼企画室長）陸将補　川口　雅久
自衛隊札幌病院歯科部長事務取扱を命ずる
（自衛隊札幌病院外科部長兼救急科部長）一等陸佐　近藤　伸彦
兼ねて自衛隊札幌病院准看護学院長を命ずる
（自衛隊札幌病院歯科部長兼看護学院長）同　山田　幸治
自衛隊札幌病院付を命ずる（以上九月五日）
（中央即応集団司令部付）一等陸佐　古庄　信二
陸上自衛隊研究本部主任研究開発官を命ずる
（統合幕僚監部防衛計画部計画課）一等海佐　山脇　修
海上自衛隊東京業務隊付を命ずる（以上九月十二日）
（陸上幕僚監部防衛部防衛課）
（衛生官）一等陸佐　堀田　秀成
（第一輸送ヘリコプター群長）同　池田　孝一
兼ねて沖縄防衛局勤務を命ずる（各通）（九月十三日）
（陸上幕僚監部防衛部防衛課）
（衛生官兼沖縄防衛局）一等陸佐　堀田　秀成
（第一輸送ヘリコプター群長兼沖縄防衛局）同　池田　孝一
沖縄防衛局の兼務を解く（各通）（九月十六日）
（海上幕僚監部防衛部運用支援課兼統合幕僚監部運用部運用第二課）一等海佐　寺本　好孝
海上自衛隊幹部学校勤務を命ずる（九月二十六日）
（陸上幕僚監部運用支援・情報部付）一等陸佐　山口　勇人
陸上自衛隊研究本部研究員を命ずる（十月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、岩手県において開催された第七十一回国民体育大会に御臨場、併せて東日本大震災復興状況を御視察のため、九月二十八日午前十時二十六分御出門、同県へ行幸啓、十月二日午後四時四十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十月十二日スペイン国の国祭日につき、同月十一日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月13日

四国地方整備局長　名波　義昭

1　河川の名称　渡川水系四万十川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　四万十市角崎字畑ノ下地先から四万十市中村大橋通一丁目2195番２地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　高知県知事　尾崎　正直
住所　高知市丸ノ内１丁目２番20号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成28年９月30日から道路の存続する日まで

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人石井政治は願により公証人を免ぜられた。（十月五日）（法務省）

運　輸

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十八年十月十三日

海難審判所長　松浦　数雄

登録番号　氏名　登録年月日
二二二四四二五四　赤木　潤子　二八・一二・二二
二二二四四二六五　有田　翼　〃　・　〃
二二二四四二七六　増関　裕　〃　・　〃
二二二四四二八七　鍋田　正人　〃　・　〃
二二二四四二八七　口　淳也　〃　・　〃

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道地方交通審議会は、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060－0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
2　適用する地域　北海道運輸局の管轄区域
3　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成28年10月13日

北海道地方交通審議会会長　田村　亨

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年10月13日

兵庫労働局長　小林　健

第４号中「１時間872円」を「１時間886円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月１日から効力を生ずる。